

曾於市閉校施設等活用基本方針
(南之郷中・財部北中・財部南中)



平成23年11月

曾於市・曾於市教育委員会

目 次

1	はじめに	P. 2
2	閉校となる各学校施設の状況について	P. 3
	(1) 南之郷中学校	
	(2) 財部北中学校	
	(3) 財部南中学校	
3	閉校施設等活用に係る基本方針について	P. 6
	(1) 基本方針	
	(2) 活用方策の検討に当たって	
	(3) 閉校後2年以内の活用を目指して	
4	閉校施設等利用の手順について	P. 8
	(1) 閉校施設等の活用区分	
	(2) 閉校施設等の活用方法の決定	
	(3) 利用団体の公募後の処理	
5	閉校施設等の活用推進に係る基本姿勢について	P. 10
	(1) 「住民ニーズ」の把握及び合意形成	
	(2) 市議会への事前説明，報告	
	(3) 庁内組織の活用	
	(4) 情報伝達手段の活用	
6	制度や法規制等について	P. 11
	(1) 建築基準法と消防法等の規制について	
	(2) 財産処分による国庫補助金の取扱いについて	
	(3) 起債の償還について	
	(4) 教育財産の所管換えについて	
	(5) 条例及び規則の改正について	
7	施設の管理運営方法について	P. 12
	(1) 恒久的活用の場合	
	(2) 暫定活用の場合	
8	活用推進体制について	P. 13
9	資料	
	曾於市閉校施設等活用促進フロー（案）	P. 14

1 はじめに

末吉地域及び財部地域における中学校再編の結果、平成24年3月に南之郷中学校、財部北中学校及び財部南中学校の3中学校が閉校となります。

これらの校舎及び敷地は、公共施設として市民共通の貴重な財産である一方、地域にとっては最も身近なコミュニティの場であり、住民にとっては子ども時代又は子育て時代の思い出の場所でもあるため、地域、住民にとって学校に対する思いは非常に強いものがあります。

そのため、市では、今後地域の活性化を図り、市民の貴重な財産を活用するために、跡地施設の恒久的な活用方策を示すことが、緊急の課題であるとの認識のもと、「曾於市学校規模適正化計画基本計画・実施計画（第1次）」で定めている「施設の転用利用計画」を見直し、改めて、全市的な視点で、閉校施設及び跡地の有効活用について検討を行い、「曾於市閉校施設等活用基本方針」として基本的な考えを取りまとめることになりました。

今後、本方針をもとに、市民、特に地域住民の意見を十分配慮した上で、具体的な活用方策を検討したいと考えます。



財部南中学校



南之郷中学校



財部北中学校

2 閉校となる各学校施設の状況について

(1) 南之郷中学校

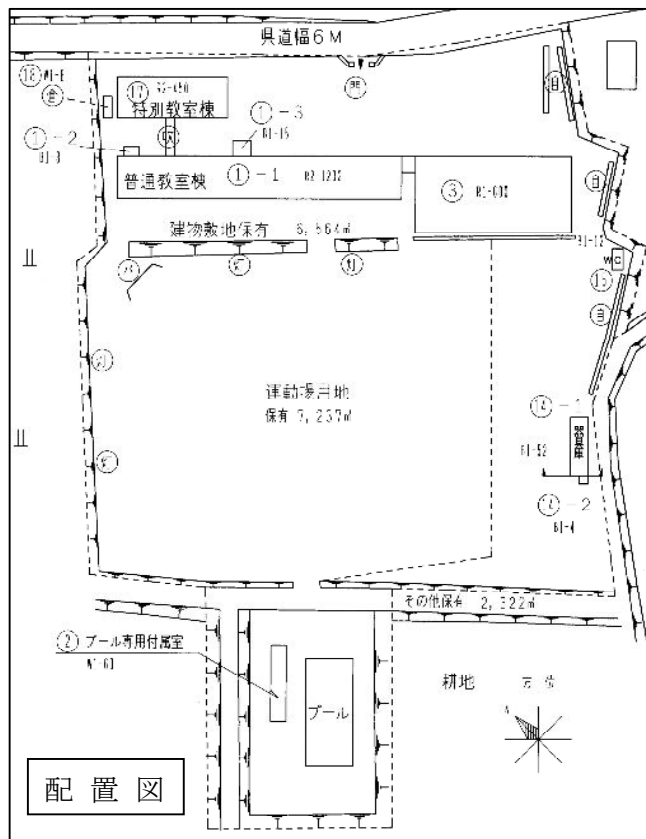
南之郷中学校は、昭和22年に末吉第二中学校として開校し、同年に末吉町立南之郷中学校と改称され、同年に黒仁田教場（後に同校分校と改称、昭和43年閉校）が設置されました。

昭和46年の名目統合により末吉町立末吉中学校南之郷教場と改称されましたが、昭和49年末吉町議会で南之郷中学校として存続することが決定され、同年南之郷中学校として改称されました。

なお、昭和48年、旧深川中学校、諏訪中学校、岩崎中学校が末吉中学校（第1回卒業生数346人）に統合され、現在に至っています。

昭和58年建築の屋内運動場、平成元年建築の特別教室棟は新耐震設計であり、生徒たちが多くの時間を生活する普通教室棟（平成21年度耐震診断）は旧耐震設計の昭和54年建築となっています。

この普通教室棟に対し、平成21年度に耐震診断（第2次診断）を実施した結果、 I_s 値、 $CT \cdot SD$ 値とも基準を上回り、耐震補強については不要との診断がなされたところです。



棟別面積表

平成24年4月1日

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積 m ²	事業区分	耐震性の有無
1	1	校舎	R	普通教室棟	昭和54年8月	60	32	28	1,322	国庫	有
1	2	校舎	S	購買室	平成1年3月	40	23	17	8	単独	有
1	3	校舎	S	配膳室	平成1年10月	40	22	18	15	〃	有
2		校舎	W	プール付属室	平成11年8月	24	12	12	60	国庫	有
3		屋体	R	屋内運動場	昭和58年3月	60	29	31	600	〃	有
14	1	校舎	S	開放事業倉庫	昭和59年3月	40	28	12	52	単独	有
14	2	校舎	S	開放事業倉庫	平成1年3月	40	23	17	4	〃	有
15		校舎	S	開放事業便所	昭和59年3月	40	28	12	12	〃	有
17		校舎	R	特別教室棟	平成1年3月	60	23	37	450	国庫	有
18		校舎	W	倉庫	平成1年3月	24	23	1	8	単独	有
				運動場					7,237		

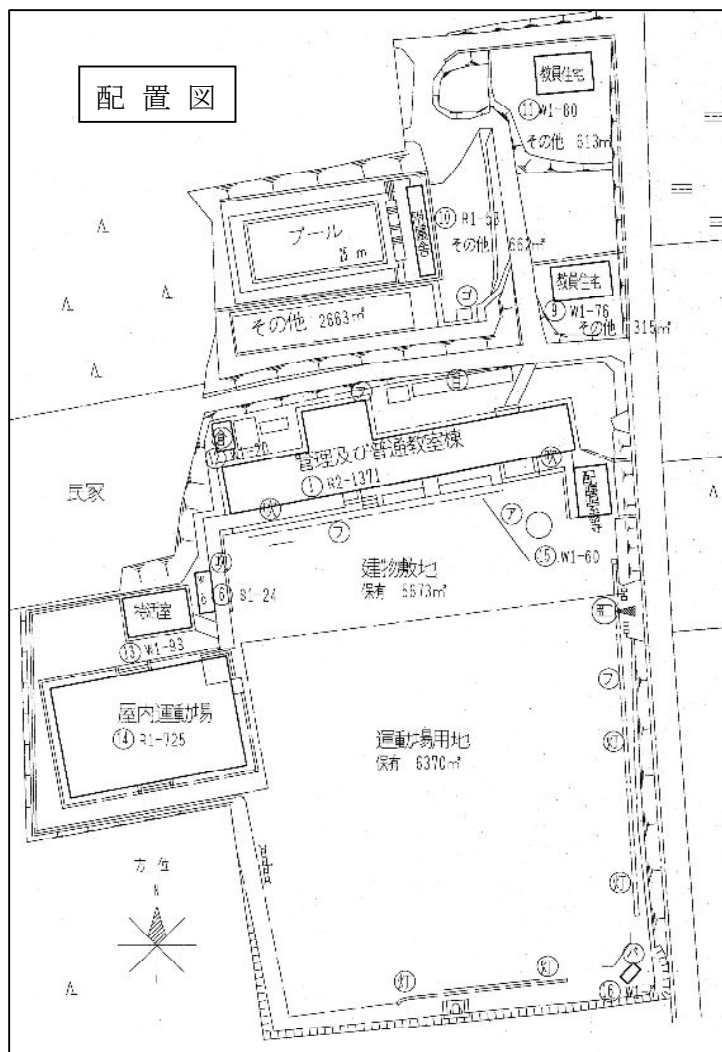
(2) 財部北中学校

財部北中学校は、昭和22年財部町立北小学校校舎を借りて開校し、昭和24年現在の地に校舎が完成しました。

曾於市となって、名称が財部町立北中学校から曾於市立財部北中学校へ改称されました。

屋内運動場は平成6年に、特別教室棟は平成5年に建築され、新耐震設計ですが、生徒たちが多くの時間を生活する管理及び普通教室棟は、昭和55年建築の旧耐震設計となっています。

この普通教室棟に対し、平成21年度に耐震診断（第2次診断）を実施した結果、Is値、CT・SD値とも基準を上回り、耐震補強については不要との診断がなされたところです。



棟別面積表

平成24年4月1日

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積 m ²	事業区分	耐震性の有無
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	昭和55年3月	60	32	28	1,371	国庫	有
6		校舎	S	便所・倉庫	昭和56年3月	40	31	9	24	単独	不明
10		校舎	R	プール付属室	昭和61年8月	60	25	35	53	国庫	有
12		校舎	W	倉庫	平成1年7月	24	22	2	20	単独	有
13		校舎	W	特活室	平成5年12月	24	18	6	93	国庫	有
14		屋体	R	屋内運動場	平成6年3月	60	18	42	725	国庫	有
15		校舎	W	配膳・倉庫・特活室	平成10年11月	24	13	11	60	国庫	有
16		校舎	W	倉庫	平成14年7月	22	9	13	7	単独	有
				運動場					6,370		

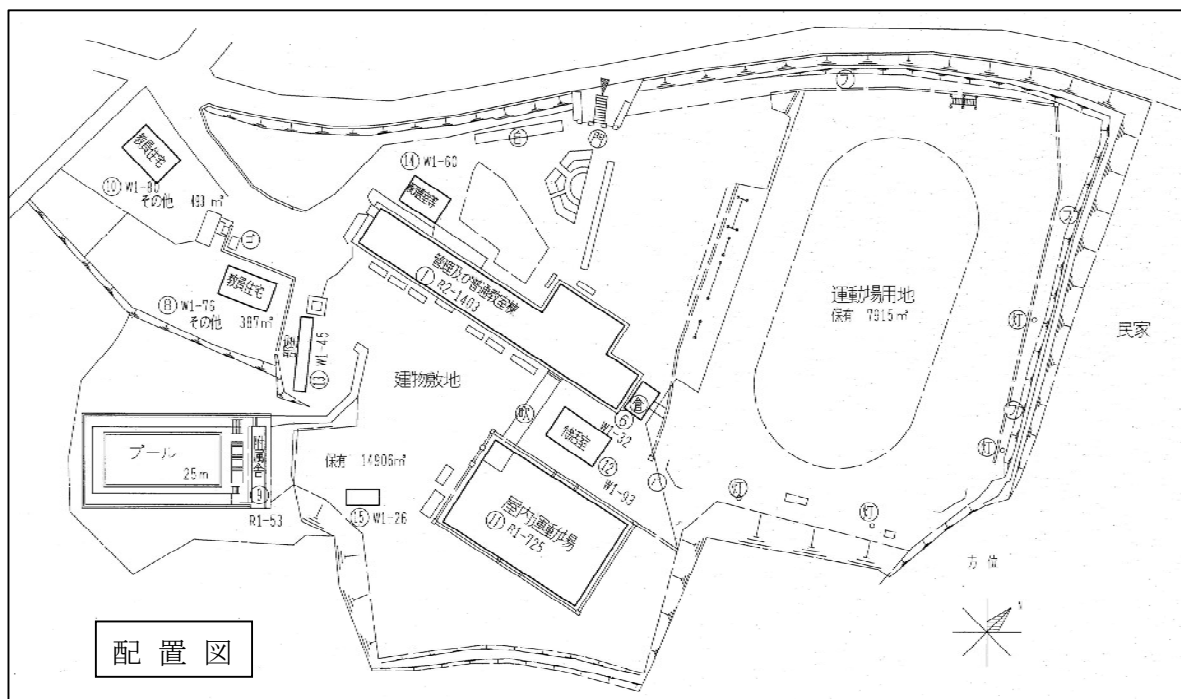
(3) 財部南中学校

財部南中学校は、昭和22年に財部中学校南分校として財部町立南小学校校舎を借りて授業を開始しました。昭和23年に同町立南中学校として設立され、昭和24年に校舎が完成しました。

曾於市となって、名称が財部町立南中学校から曾於市立財部南中学校へ改称されました。

屋内運動場は平成7年に、特別教室棟は平成8年に建築され、新耐震設計ですが、生徒たちが多くの時間を生活する管理及び普通教室棟は昭和56年建築の旧耐震設計となっています。

この普通教室棟に対し、平成21年度に耐震診断（第2次診断）を実施した結果、 I_s 値、 $CT \cdot SD$ 値とも基準を上回り、耐震補強については不要との診断がなされたところです。



棟別面積表

平成24年4月1日

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積 m^2	事業区分	耐震性の有無
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	昭和56年3月	60	31	29	1,403	国庫	有
6		校舎	W	倉庫	昭和48年11月	24	38	Δ 14	32	単独	不明
9		校舎	R	プール付属室	昭和62年8月	60	24	36	53	国庫	有
11		屋体	R	屋内運動場	平成7年3月	60	17	43	725	国庫	有
12		校舎	W	特活室	平成8年11月	24	15	9	93	国庫	有
13		部室	W	部室棟	平成9年11月	24	14	10	45	単独	有
14		校舎	W	配膳・特活室	平成11年2月	24	13	11	60	国庫	有
15		校舎	W	倉庫	平成16年11月	22	7	15	26	単独	有
				運動場					7,915		

3 閉校施設等の活用に係る基本方針について

(1) 基本方針

閉校となる学校の施設については、前述のとおり昭和56年以前の旧耐震設計の校舎についても、一部未実施分の校舎を除き、平成21年度に実施した耐震診断（第2次診断）の結果、耐震性が認められたため、そのほとんどにおいて耐震補強、耐震改築が必要ないと診断されました。

しかしながら、管理及び普通教室棟は、3校とも建築から30年以上の経過年数となっており、老朽化が進んでいる状況にあります。

このようなことから、地域の意見・要望に十分配慮し、全市的な視点に立った上で、閉校施設及び跡地（以下「閉校施設等」といいます。）の活用について次のような基本方針を定めるものです。

ア 既存施設等は、有効活用を目指します。

- ① 活用の形態は、市の施設への転用又は民間事業者への無償貸与とし、閉校となる学校若しくは施設ごとに判断します。
- ② 閉校施設等を改築して、新しい施設整備を行うことを前提にせず、可能な限り必要最低限の改修に留め、既存施設等の現状有姿（外観）を保存した活用を図っていきます。
- ③ 活用には維持費を含め多額の経費を要することから、閉校施設等の建築年数と費用対効果を勘案しながら活用方策を検討し、効率的な運用に努めます。
- ④ 無償貸与の場合の改修は、施設利用者の負担とします。
- ⑤ 活用しない閉校施設等は、処分方針を定め、閉鎖後、取壊し（解体・撤去）を基本とします。

イ 体育館及び運動場は、原則として現在の機能を保持します。

- ① 南之郷中学校については、災害時の避難所としての機能を、現状まま保持します。
- ② 体育館、運動場、夜間照明施設（以下「体育施設」といいます。）は、現状を保持し、地域に対し開放を継続する方向で進めていきます。
- ③ 体育施設の管理や地域への開放のあり方等については、地域や民間事業者等の意見を聴きながら調整します。
- ④ プール及び附属室は、学校の閉校後安全面の問題があることから、取壊しを前提とします。

ウ 市の重要施策に^{かな}適った活用方策を検討します。

市の財政状況に配慮しながら、地域の振興や雇用の場の確保など総合振興計画を始めとする市の重要施策の方向性に適った利用方策を検討します。

(2) 活用方策の検討に当たって

基本方針を踏まえ、具体的な活用方策は、市や地域の振興及び活性化に資するものとして、次のような視点で検討することとします。

ア 恒久的な活用を図ること。

優先的に市の他の施設として転用する閉校施設等については、恒久的な活用(公の施設の設置条例に基づき長期の利用が定められた施設としての活用)方針を定め、有効活用を目指します。

優先的に市の施設へ転用しない施設については、民間事業者への無償貸与により、老人福祉施設等民間事業者の誘致を図り、雇用の確保や福祉の向上を目指します。

イ 地域との調和や地域振興に資すること。

地域住民にとっては、学校は単に教育施設としてだけではなく、「子ども時代を過ごした場所」、「子育ての思い出の場所」であるため、校舎や校庭、シンボルツリーなど学校が地域に存在していた歩みを残すことへの配慮が必要となります。

このことから、学校施設等の活用を取り巻く「住民ニーズ」を的確に捉え、地域に歓迎される活用を目指します。

閉校施設等の有効活用によって地域振興及び地域コミュニティの促進を図り、閉校による地域の衰退化を減速させる必要があります。

ウ 費用対効果が高いこと。

本市の厳しい財政状況を勘案し、市の他施設へ転用する場合には、将来の管理や運営面等も視野に入れ、限られた予算の中で適切な費用対効果が図れる改修方策を目指します。

また、市の他施設へ転用する場合、適正な市民サービスの確保と管理コストの縮減等は必須であることから、指定管理者制度の活用や市民参画による運営管理システムの検討など「地域との協働を柱」に適切かつ効率的な管理・運営をすることが必要です。

エ 他の計画との連動を図ること。

全庁的な取組により、市の各種計画との連動を図り、閉校というマイナスイメージをプラスに転換できる事業を抽出し、元気なまちづくり、地域づくりの展開を目指します。

オ 実現性が高いこと。

重要な目的である市・地域の振興及び活性化に資するため、実現可能な活用方策の策定を目指します。

(3) 閉校後2年以内の活用を目指して

文部科学省がとりまとめた「廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究報告書によると「既存建物と土地活用の場合、過半数以上が閉校した年度と同じ年度に活用が開始されており、閉校後2年までに活用が開始された割合は9割近くとなっている」状況にあり、また、「廃校後2～3年以内に既存の土地・建物の活用方策が決まらなると、未活用のままとなっているものが多くを占める」結果となるようです。

このことから、実現性を高めるためには、速やかに閉校施設等の活用方策をとりまとめ、遅くとも閉校後2年以内、平成25年度までには、「転用・利用計画」を策定し、又は活用を実現する必要があると思われまます。

4 閉校施設等活用の手順について

閉校等施設については、次の手順で活用を促進します。具体的には、別紙「曾於市閉校等施設利用促進フロー」(P.14)により進めていきます。

(1) 閉校施設等の活用区分

曾於市小中学校規模適正化推進本部の施設部会において、まず閉校施設等を①公共施設として利用する(以下「庁内利用する」といいます。)施設、②民間事業者へ無償貸与する施設の順で区分します。

具体的に、「市が優先的に活用することができるか。また、その必要性があるか。」などを検討し、庁内利用する施設の必要性、有無について判断します。

庁内利用しない閉校施設等については、民間事業者への無償貸与を進めます。

区分における留意事項は、次のとおりです。

ア 庁内利用する場合

現在の公共的な施設機能を用途廃止後に機能移転することにより、建設費など新たなイニシャルコストの支出は抑制できますが、一方、老朽化への対応や有効活用を図るための整備など一定の改修が必要となります。

また、電気料等の光熱水費や浄化槽の維持管理費、環境整備費、営繕費などが毎年度発生することも視野に入れ、検討する必要があります。

イ 民間事業者へ無償貸与する場合

市民にとって、有益かつ地域の活性化等に寄与することが認められるような活用方策については、民間事業者による事業展開として、施設を無償貸与することを基本とします。

なお、検討に当たっては、居住環境に配慮しつつ、市民サービスの向上や地域の活性化、地域コミュニティの増進に寄与することなど、一定の条件を付した中で適否を判断する必要があります。

また、体育施設を地域に開放する場合は、民間事業者と地域又は市の間で利用に係る協定書を締結する必要があると考えられます。

(2) 閉校施設等の活用方策の決定

施設部会での検討（施設の区分）を経て、本部会議で閉校施設等の活用方策を正式に決定します。

ア 庁内利用する場合

公共施設として活用する閉校施設等があった場合、本部会議においてその方向性を提示し、必要性及び実効性等総合的に判断してもらい、承認が得られた場合、所管課において「転用・利用計画」を作成します。

その計画について再度本部会議に付し、承認が得られた場合、「転用・利用計画」の基本計画・実施計画の作成に移り、地区住民等への説明を経て、具体的に活用を図っていきます。

イ 民間事業者へ無償貸与する場合

民間事業者へ無償貸与する場合、「曾於市閉校施設等活用基本方針」に基づいて「曾於市閉校施設利用団体等募集要領」を作成し、本部会議での承認を経て、民間事業者（利用団体）を公募します。

(3) 利用団体の公募後の処理

民間事業者へ無償貸与する閉校施設等について、利用団体の公募を行った結果、次により処理していきます。

ア 応募有りの場合

別紙「曾於市閉校等施設利用促進フロー（その2）」(P.15)に基づき、利用団体への無償貸与・転用を進めていきます。

イ 応募無しの場合

「活用する施設」と「廃止する施設」に区分します。

「活用する施設」については、地域の意見を聴きながら、地域の生涯学習や生涯スポーツの拠点として活用できるかどうか、又は「恒久的活用」か「暫定活用」かの判断をする必要があります。

「暫定活用」とは、恒久的な活用方策が定まるまでの間、学校の廃止から5年間を目途に国の承認を受けて、義務教育施設の目的外で利用している利用形態をいいます。

恒久的な活用を行うまでの期間は、施設を放置することなく、暫定活用を行うべきですが、「暫定活用」期間の終了前には、地域住民の意向を踏まえて、改めて恒久的な活用計画若しくは処分計画を決定し、現状に最適な活用を図る「恒久的活用」又は「廃止」を判断しなければならないと考えます。

5 閉校施設等の活用推進に係る基本姿勢について

閉校施設等の活用に当たっては、以下の事項に留意し、進めていきます。

(1) 「住民ニーズ」の把握及び合意形成

それぞれの学校は、これまで地域から数多くの支援、協力をいただきながら運営されてきた歴史的な経緯があります。

このため、地域住民は、学校に対して、地域のシンボルという思いを強く抱いており、閉校施設等の活用に関しても非常に関心が高く、有効活用に対する要望も高いところです。

閉校施設等の活用が地域住民の意見、意向に配慮し、地域に歓迎されるためには、地域住民の理解が必要となります。広く地域住民と合意形成の過程を共有するため、次の方法により「住民ニーズ」の把握に努めていきます。

ア 中学校統合地区別協議会での検討

イ 地区別住民説明会での説明及び意見のとりまとめ

ウ 「中学校統合だより」の発行による意見の募集

(2) 市議会への事前説明、報告

市の貴重な財産である閉校施設等の活用を円滑に進めるためには、「転用・利用計画」の策定から実施までの過程において、市議会と情報の共有化を図る必要があります。

このため、所管である文教厚生常任委員会や全員協議会への事前説明、報告等を徹底するものです。

(3) 庁内組織の活用

閉校施設等の有効活用を図るためには、教育委員会に限らず市を挙げての取組が必要です。庁議や本部会議等の庁内組織を活用し、幅広く意見やアイデアをとりまとめ、実効性のある「転用・利用計画」の基本計画及び実施計画の策定又は民間事業者の誘致を図ります。

(4) 情報伝達手段の活用

ア 地域住民と情報の共有化を図ること。

「転用・利用計画」の策定及び実施に当たり、次の情報媒体を活用し、情報の共有化を図っていきます。

① 市報「そお」

② 市のホームページ

③ 「中学校統合だより」

イ 民間事業者へ情報伝達の徹底を図ること。

民間事業者の誘致を図る場合は、市報「そお」、市のホームページに加え、積極的なピーアールが必要であることはいうまでもありません。

閉校施設等の有効活用を現実的なものとするため、市出身者会（末吉会、弥五郎会、財部会、曾於市会など）や商工会等へ情報伝達を徹底し、市長のトップセールスなど積極的に働き掛けをしていく必要があります。

6 制度や法規制等について

(1) 建築基準法と消防法等の規制について

建物内の防火設備等の建築設備等は、建築基準法や消防法によって利活用目的別に備えるべき設備が異なっています。学校施設を不特定多数が出入りする施設等に変更した場合は、建物の用途変更の手續と併せて、必要となる防火・消防設備や内装仕様を改修しなければなりません。

(2) 財産処分による国庫補助金の取扱いについて

国庫補助金により整備した学校施設等の転用等に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、財産処分手続を実施することが必要となりますが、平成20年6月18日付け20文科施第122号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」により、文部科学省は手續の弾力化と一定条件における国庫納付金の免除など、規制緩和を行っているところです。

国庫補助金を受けて整備した学校施設の財産処分に当たり、無償による貸付け、譲渡等を行う場合は、多くのケースで国庫納付等の免除となりますが、有償による貸付け、譲渡等を行う場合は、国庫納付金相当額の基金積立や国庫納付金が必要となります。ただし、条例等により規定された使用料又は利用料金を徴収する場合は、無償による転用として認められています。

概要は、次のとおりです。（詳しくは、巻末資料「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要」を参照）

ア 無償による転用（貸与・譲渡等）の場合

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を無償により転用（貸与・譲渡等）～相手先を問わず報告によって国庫納付金の免除となります。
- ② 国庫補助事業完了後10年未満の経過した建物等を無償により転用（貸与・譲渡等）～承認によって国庫納付金の免除となりますが、財産処分対象の状況により国庫納付金の返還が必要となる場合があります。

イ 有償による転用（貸与・譲渡等）の場合

有償による処分の場合、「国庫補助事業完了後10年以上経過」の施設については国庫納付金相当額以上の基金積立を、「国庫補助事業完了後10年未満」の施設については、国庫納付金が必要となります。

(3) 起債の償還について

起債についても、国庫補助金の場合とほぼ同様の条件で、義務教育施設を廃止する際には、繰上償還となる可能性があります。

(4) 教育財産の所管換えについて

閉校後、教育財産である閉校施設等を学校施設以外に活用する場合、行政財産か普通財産に所管換えする必要があります。

このうち、閉校施設等を地域コミュニティーの拠点として恒久的活用を図る場合は、行政財産として所管換えし、住民の一般的な共同の利用に供する「公の施設」として「設置条例」を制定しなければなりません。

また、民間事業者に無償貸付けする場合は、普通財産へ所管換えし、「無償貸付け」の契約をする必要があります。

(5) 条例及び規則の改正について

教育財産等の所管換えによって、次の条例を改正する必要があります。

ア 曾於市財部城山総合運動公園運動施設の管理に関する条例（平成17年曾於市条例第210号）

第1条中「財部北中学校夜間照明施設及び 財部南中学校夜間照明施設」

イ 曾於市教職員住宅条例（平成17年曾於市条例第182号）

別表中「南之郷中学校校長住宅，南之郷中学校教頭住宅，財部北中学校校長住宅，財部北中学校教頭住宅，財部南中学校校長住宅，財部南中学校教頭住宅」

7 施設の管理運営方法について

改めて公共施設として活用する施設については、その設置目的が達成できるよう、管理運営方法について、以下のように取り組みます。

(1) 恒久的活用の場合

ア 運営主体の在り方

市の施設として恒久活用をする場合、当該施設の目的や性格に応じ、指定管理者制度の活用や市民参画による運営管理システムの検討など、地域との協働を進めるための環境整備を行います。

イ 施設利用ルールのあるあり方

施設運営に当たっては、市民の目から見た透明性の確保が必要不可欠です。設置条例や規則を制定し、施設利用に当たっての利用者決定手続やその期間、さらには利用者の負担のあり方など利用ルールを定めることが肝要です。特に、広く地域住民の利用に資するため、特定の利用者に対するいわゆる既得権化を防止するシステムを整備しておく必要があります。

(2) 暫定活用の場合

暫定活用中の施設についても，管理運営に責任を持つ所管課を決め，その運用について適正化を図る必要があります。

ア 利用者負担について

暫定利用についても，光熱水費・警備費用等，施設の維持に要する費用を勘案して，実費負担を求めていくことも考えられます。

イ 暫定利用の条件等の周知について

恒久活用への移行を円滑に行うために，市民開放・行政利用の団体等，施設の利用者に対して，現在の利用形態が暫定であり，恒久活用が図られる際には利用が中止される前提であることについて，普段から十分なPRを行い，理解を得る必要があります。併せて，施設の利用ルールについても見直すとともに，周知に努め，利用者相互の円滑な施設利用を図る必要があります。

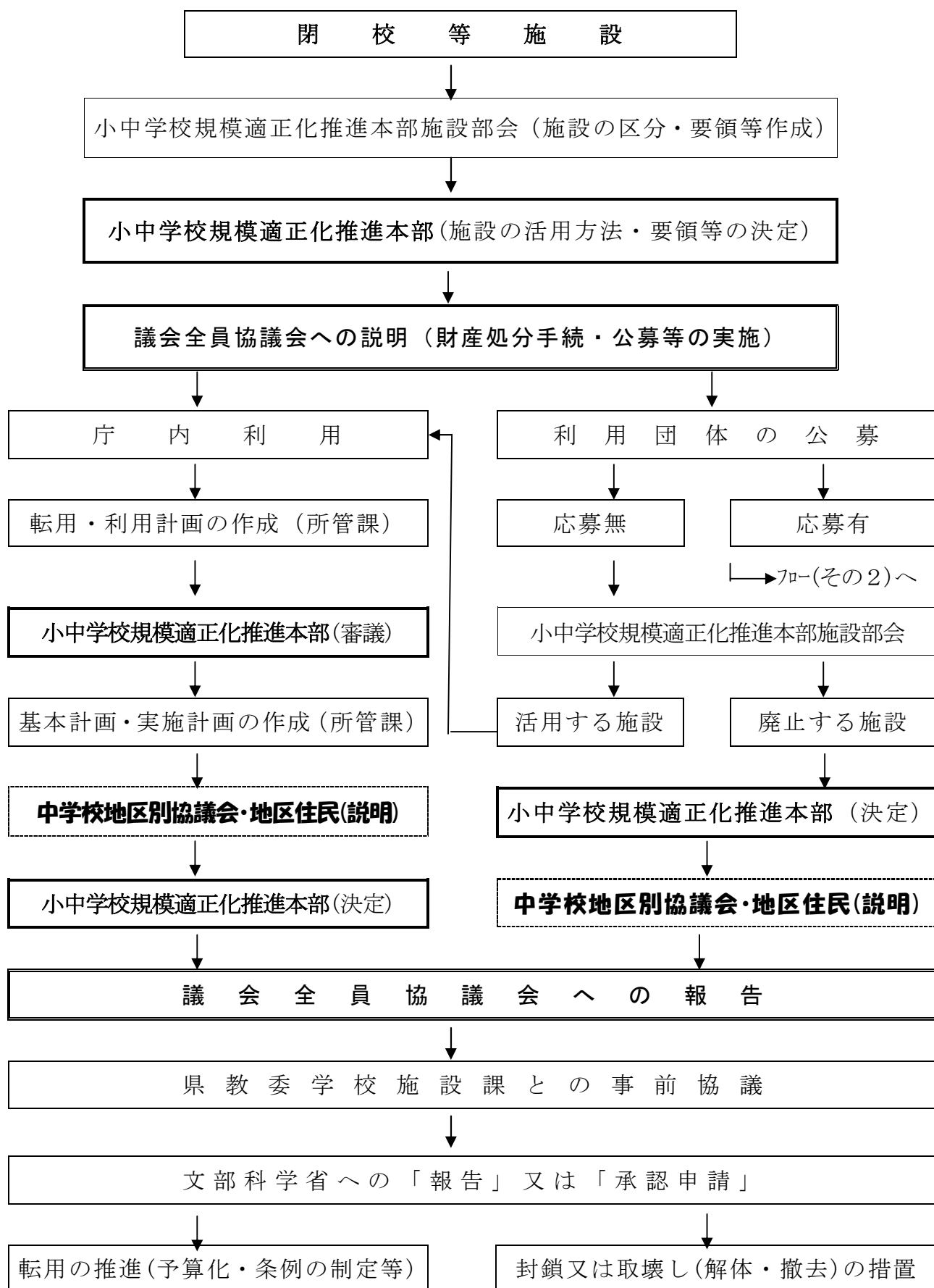
8 活用推進体制について

閉校施設等の活用の実現性を高めるには，速やかな行動が必要であり，閉校から1年以内に活用方策を見いだすことが肝要だと思われれます。

従って，閉校から1年間は，文部科学省，県教育委員会との手続の関係上，教育委員会を中心に，財政課又は地域振興課の管財係と協働して閉校施設等の活用を進めていきます。

閉校から1年経過後は，財産管理・処分の関係上，教育委員会から財政課又は地域振興課の管財係へ所管を移し，活用方策を検討し，活用を図っていく必要があります。

曾於市閉校施設等活用促進フロー（案）



閉校施設利用団体等の募集

